

## 田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市環境基本条例（平成8年田原町条例第18号）第10条の規定に基づき、市民のエネルギーの効率的な利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対し、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、未使用品で、次の各号に掲げる設備に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、第6号に規定する設備にあつては次項に定めるところにより、補助対象設備とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（以下「燃料電池」という。） 経済産業省が所管する家庭用燃料電池システム導入支援補助金の補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会が認めるもの
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。） 環境省が所管する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブが認めるもの
- (3) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。） 経済産業省が所管するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターが認めるもの
- (4) 住宅用太陽光発電施設（以下「太陽光施設」という。）
  - ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動

停止をいう。)を行うものであること。

イ 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器(サービブレーカー)、インバータ及び保護装置、発生電力量計並びに余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、アの要件を満たすものは、この限りでない。

ウ 次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること(IEC規格に基づきJETが認証した太陽電池モジュール又はIECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証を受けたものを含む)。

(イ) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)及び内線規程(一般社団法人日本電気協会JEA C 8001)に準拠していること。

(ウ) インバータ及び保護装置は、電気設備技術基準の解釈(平成25年3月14日付け20130215商局第4号)等に基づく任意認証制度基準に準拠していること(本市を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものを含む)。

(エ) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。

(オ) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。

エ 工事及び施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程に準拠していること。

オ 単体導入においては既築住宅に設置するものであること。

(5) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量及び電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光施設による発電量及び売電量並びに蓄電池による充電量及び放電量（以下「発電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、その限りでない。

オ 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット及びピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

カ 太陽光施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等の情報を取得し、又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。

(6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）を構成する高性能外皮等（以下「高性能外皮等」という。） 経済産業省、環境省又は国土交通省が実施する補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会により補助金等の交付を受けた住宅を構成する高性能外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備であること。

2 高性能外皮等は、太陽光施設、H E M S 及び蓄電池又はV 2 Hと併せて設置する場合に限り、補助対象設備とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、田原市の住民基本台帳に記録されている者（第10条の規定による実績報告を行うときまでに記録される予定の者を含む。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 自らが居住し、又は居住予定である市内の住宅に補助対象設備を設置する者

イ 自ら居住するため、建て売り住宅供給者等から市内の補助対象設備付建て売り住宅を購入する者

(2) 市税の滞納がない者

(3) たはらエコチャレンジ宣言に登録している者

(4) 同一世帯において過去に同一設備に対し補助金その他助成を受けたことがない者

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、予算の範囲内で、別表第2に定める額とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表第3に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、申請書を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、速やかに、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補

助金額に変更がない場合で、軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項本文の規定により補助事業の変更に係る申請書を提出する場合は、別表第3に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(変更の決定等)

第9条 第6条の規定は、前条の規定による変更の申請について準用する。

- 2 市長は、前項において準用する第6条第1項の規定により、補助金の変更を決定したときは、速やかに、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更決定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後、当該年度の3月31日までに、速やかに、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)に別表第4に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、報告書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の確定額は、報告書に基づいて算出した額と第6条第1項(第9条第1項において準用する場合を含む。)の規定により交付決定をした額のいずれか低い額とする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第12条 確定通知書を受けた補助事業者は、田原市住宅用地球温暖化対策設

備設置費補助金請求書（様式第7号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
  - (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
  - (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、田原市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

- 3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、前項に規定する期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、  
田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13  
条及び第14条に基づく手続については、この要綱の失効後も、なお効力を  
有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	補助対象経費
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー等）、燃料電池システム試運転に係る費用、配線及び配線器具の購入又は据付け、配管及び配管器具の購入又は据付け並びにこれらの工事に付随する費用
蓄電池	リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成されるシステムの設置に関する費用
V2H	V2Hの購入費及び設置工事費
太陽光施設	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器、インバータ及び保護装置並びに配線及び配線器具の購入又は据付け並びにこれらの工事に付随する費用
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置並びに配線及び配線器具の購入又は据付け並びにこれらの工事に付随する費用
高性能外皮等	ZEHを構成する高性能外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の購入費及び設置工事費

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分	補助対象設備	補助金額
単体導入	燃料電池	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、50,000 円を上限とする。
	蓄電池	
	V2H	
	太陽光施設(既築住宅のみ)	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kW 表示で小数点以下第 3 位を切り捨てる。)に 10,000 円を乗じて得た額。ただし、補助対象経費の 4 分の 1 以内とし、40,000 円を上限とする。
	HEMS	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、10,000 円を上限とする。
一体的導入	太陽光施設、HEMS 及び蓄電池	補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額。ただし、100,000 円を上限とする。
	太陽光施設、HEMS 及び V2H	
ZEH 加算	高性能外皮等	50,000 円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を含

まない額とする。

- 2 Z E H加算は、太陽光施設、H E M S 及び蓄電池又はV 2 Hの購入等と併せて高性能外皮等を購入等する場合に限り、補助対象設備とする。

別表第 3 （第 5 条関係）

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 補助対象設備の設置費の内訳が分かる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在地を示した地図 (3) 設置予定場所の現況カラー写真（建て売りの場合は除く。） (4) 設置する補助対象設備のパンフレット (5) 市税の滞納がないことを証する書類（申請書を提出する日前 3 か月以内に発行されたものに限る。） (6) その他市長が必要と認める書類
Z E H加算	国が実施する Z E H支援事業の交付申請書の写し(交付決定を受けている場合は、併せて交付決定通知書の写し)

別表第4（第10条関係）

区 分	添 付 書 類
共 通	<p>(1) 補助対象設備の設置費用に係る領収書の写し（領収書が合算されている場合にあってはその内訳の分かる書類の写し、分割払いにより補助対象設備を購入した場合にあっては分割払いに係る契約書等の写し）</p> <p>(2) 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>(3) 補助対象設備の本体及び設置状況を確認することができるカラー写真（型番等が確認できるものを含む。）</p> <p>(4) 住民票の写し（報告書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光施設	<p>(1) 電気事業者と電力受給契約を締結したことを証する書面の写し（電力受給契約をしない場合は不要）</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの配置図（太陽電池モジュールの枚数、公称最大出力値が記載されたもの）</p>
Z E H加算	<p>(1) 国が実施するZ E H支援事業の補助金額確定通知書の写し</p> <p>(2) 住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し（国が実施するZ E H支援事業の申請者が住宅の施工業者等である場合のみ）</p>